

第14回入善町農業委員会議事録

平成27年9月9日午後1時30分から第14回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 14名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 笹原信一	4番 塚田周一
6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	11番 窪野俊和	12番 酒井良博
13番 松原二美榮	14番 上島幸夫	15番 野島浩	16番 市森孝義
17番 中島由起子	18番 手塚喜志子		

欠席委員 4名

5番 長田昭	8番 鍋嶋太郎	9番 紺田與規一	10番 愛場正利
--------	---------	----------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	主幹	板倉晴
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事補	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第49号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（酒井職務代理者）

皆さまご苦勞様です。鍋嶋会長は、他の会議のため欠席ということですので、よろしくお願ひいたします。台風の影響でしょうか、風がかなり強い日であります。秋雨前線も長く停滞しておりまして、早稲の刈取に影響が出るのではないだろうか懸念しているところであります。主力のコシヒカリの刈取の頃には、天気が回復するようであります。そういう中で9月3日に早稲の初検査を実施いたしました。品質については平年並み、若干カメムシの影響はあるようですが、今のところ1等米比率が95%となっております。昨日の検査には、コシヒカリも出てきておりまして、心白粒や乳白粒が見受けられないことから、品質に期待ができるのではと思います。皆様に案内しております、27年産の1等米の概算金についてですが、前年から比べると、コシヒカリで800円高、その他うるち等は500円高となっております。他県におきまして同額程度あげているようです。期待するような価格の上昇とならなかったのは、やはり米の市場は厳しい状況が続いておりますことをご理解いただき、良い米の収穫の年となるよう期待したいところであります。

それでは、本日も慎重審議よろしくお願ひいたします。

議長（酒井職務代理人）

それでは第14回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理人）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（酒井職務代理人）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。11番窪野委員と13番松原委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理人）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町浦山新〇〇番外20筆の計21筆、台帳地目、現況地目ともに全て田で、面積は合計1,501㎡です。譲渡人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん外14名で、譲受人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。

譲受人の〇〇さんは、入善町浦山新において、農業用水を利用した小水力発電施設を建設する計画を立てており、その施設の一部である水圧管を当該農地に埋設するため、この度の申請となりました。

水圧管の埋設後は、地上部分は農地として従来通り耕作できます。そのため、地下の一定部分に工作物を設置して利用する「区分地上権」設定の申請となっています。

3条許可要件ですが、当申請は、民法第269条の2に規定されている地上権に内容を同じくする「区分地上権」の設定によるものであるため、農地法第3条許可要件は求められません。

小水力発電施設の建設工事については、農地所有者及び耕作者からの同意が得られており、申請地及び周辺の農地の営農に支障を生ずるおそれがないと認められるため、問題ないと考えます。

農業委員による意見書の確認印は、市森委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（酒井職務代理人）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

市森委員

昨年から話を聞いており、地元での説明会等もあり、周囲からの同意も得ておりますので、問題はないと思います。

議長（酒井職務代理者）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（酒井職務代理者）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

次に、日程第4、議案第49号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第49号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町入膳字高登〇〇番の計1筆、台帳地目は田、現況地目が畑で、面積は402㎡です。譲渡人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「資材置場」で、契約内容は賃借権の設定です。譲受人の〇〇さんは、現在、国道8号沿いに事務所、倉庫、及び代表者の居宅を兼ねた敷地で電気工事業を営んでおり、さらに国道8号を挟んだ向かい側に事務所、駐車場を設置し、工事車両及び従業員の通勤車両を駐車しています。この両敷地の一部が近々国道8号バイパスの拡幅工事にかかることから、駐車スペースを確保できなくなるため、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、工事用車両の駐車スペースとして利用する計画となっており、電気工事業の事業運営に必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の（1）のエの（イ）に規定されている許可基準のとおり、第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、この申請地は、用途地域内にあるため、農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番、申請地は入善町浦山新〇〇番外2筆の計3筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は1,514㎡です。譲渡人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん外1名で、譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「小水力発電所敷地」で、契約内容は所有権の移転です。申請者の〇〇さんは、入善町内

の土地改良事業をおこなっており、団体営地域用水環境整備事業として、農業用水を利用した小水力発電所を設置することにより、農業水利施設の維持管理を行う土地改良区の負担軽減を図ることを考え、今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、小水力発電所敷地として利用する計画となっており、小水力発電の事業運営に必要な面積と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、町が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域にあることから、農用地区域内にある農地であると判断します。

農用地区域内にある農地の転用は原則許可できないとなっておりますが、転用目的が「小水力発電所敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のbによる、「農用地利用計画において指定された用途に供するためのもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、この申請地は、農用地区域内にありますが、土地改良施設に該当し、農用地区域内に含めておくべき施設と判断できるため、農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に、申請番号3番、申請地は入善町浦山新〇〇番外20筆の計21筆、台帳地目、現況地目ともに全て田で、面積は合計1,501㎡です。譲渡人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん外14名で、譲受人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「小水力発電のための水道管理設工事」で、契約内容は賃借権の設定です。申請者の〇〇さんは、申請番号2番の事案に接続する水道管を埋設する工事をするため、今回の申請地での転用申請となりました。申請地の面積は1,501㎡で、水圧管路として使用し、全長約1,020mの内、今回申請分の延長は560mと必要な面積と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、町が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域にあることから、農用地区域内にある農地であると判断します。

農用地区域内にある農地の転用は原則許可できないとなっておりますが、転用目的が「小水力発電のための水道管理設工事」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のcによる、「仮設工作物の設置その他の一時転用」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地の農地は、転用目的が「小水力発電のための水道管理設工事」で、工事完了後には農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、3件です。よろしく申し上げます。

議長（酒井職務代理者）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

現地の確認等は私が行いました。畑として利用していた場所で、立地的に水田のできないところであり、8号の拡幅のための代替地として仕方がない申請であると思います。

市森委員

申請番号2番及び3番を確認しました。議案第48号と関連するものであり、問題ないと思います。

議長（酒井職務代理者）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

紺田委員

所有権移転と賃貸借権設定の申請があるのはどうしてですか。

事務局

建物を建設する農地は所有権移転を行い、水道管を埋設するための農地は、工事期間のみ、一時転用として、賃貸借権を設定します。工事期間終了後は、埋め戻し、再び農地として利用する計画となっているためであります。

綿委員

埋め戻し部分の農地が、数年後でも沈下しないよう、しっかりと工事をお願いしたいですね。

松原委員

申請番号2番及び3番の議案書の位置図に、次回申請と記載されているのはどうしてですか。

事務局

公図に不備があり、地図訂正が間に合わず、分けての申請となりました。法務局の事務が整い次第、申請予定となっております。

議長（酒井職務代理者）

それでは、他に何かございませんか。質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第49号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（酒井職務代理者）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（酒井職務代理者）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はありませんか。
事務局から何かありませんか。

事務局

3点お知らせがあります。

まず、お知らせというより、お願いになるのですが、「農業委員活動記録簿集計表」の半年に1度の報告をお願いいたします。4月から9月までの農業委員会活動の記録として、日常の相談活動や世話役活動の記録を報告していただきますよう、お願いします。電話による相談を受けた、訪問による相談を受けた、または、自主的に農地パトロールを行ったという活動から、農業委員として、例えば、集落の座談会や行事等に参加した、など、いろいろな活動があると思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、平成27年度版農家相談の手引きの配布についてです。農業制度や施策の見直しが激しい昨今ではありますが、農業委員である皆様には、本書にお目通しいただき、農家から寄せられる相談への対応等にお役立ていただければ幸いです。

最後に、先進地視察研修についてです。今年度は、11月中に実施予定としておりますので、皆様の予定の調整をお願いいたします。視察先は現在検討中ですので、ご意見、ご要望等がございましたら、事務局までお願いいたします。

議長（酒井職務代理者）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見等がないようですので、これをもちまして第14回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、10月6日 火曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時9分）